

工場立地法に基づく緑地面積率等に関する準則を定める条例 施行のお知らせ

「工場立地法に基づく緑地面積率等に関する準則を定める条例」を制定し、令和8年7月1日から、市内の特定工場に適用される緑地率等の基準を緩和しました。

工場立地法とは

工場立地が環境の保全を図りつつ、適正に行われるようにするため、一定規模以上の工場（特定工場）の敷地利用に関し、生産施設、緑地、環境施設の面積率（準則）が定められており、工場の新・増設等を行う際は市に届出を行う必要があります。

特定工場の要件

業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱発電所は除く）

規模：敷地面積9,000㎡以上又は建築面積の合計3,000㎡以上

条例の主な内容

制定前

区分 \ 区域	市内全域
緑地	20%以上
環境施設	25%以上
重複緑地	25%まで緑地面積に算入可



制定後 準工業地域、工業地域、工業専用地域を以下のとおり緩和します。

区分 \ 区域	準工業地域	工業地域・工業専用地域
緑地	15%以上	10%以上
環境施設	20%以上	15%以上
重複緑地※	50%まで緑地面積に算入可	

※重複緑地はすべての区域において、50%まで緑地面積に算入可とします。

◆既存工場（昭和49年6月28日にすでに設置されている工場又は設置のための工事が行われている工場）については緑地面積率等に関する緩和措置があります。

お問合せ先
川口市経済部産業労働政策課産業創出係
電話048-258-1619